

社会福祉法人 無量壽会

地域密着型特別養護老人ホーム 寶樹苑いずみ 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人無量壽会が開設する地域密着型特別養護老人ホーム寶樹苑いずみ（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用する高齢者（以下「入居者」という。）に対して適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 入居者の人権を尊重し、常に入居者の立場に立った施設サービスを提供する。
- 2 施設サービス計画に基づき可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じた、自律した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
 - 3 家族や地域との結びつきを重視し、居宅サービス事業者及び他の介護保険施設並びに医療・保健・福祉等の関係機関団体との連携を基に事業を推進する。

(事業所の名称)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- 1 名称 地域密着型特別養護老人ホーム 寶樹苑いずみ
 - 2 所在地 仙台市泉区上谷刈3丁目16番21号

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 施設に勤務する職員の員数は次のとおりとする。
- 1 施設長（管理者） 1名
施設長は、施設の運営管理に当たるとともに、職員を指導監督して業務を把握する。
 - 2 副苑長 1名
副苑長は、苑長を補佐し、施設の運営管理に当たるとともに、職員を指導監督して業務を把握する。
 - 3 相談員 1名以上
相談員は、入居者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に務め、入居者及びその家族に対し、相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
 - 4 計画担当介護支援専門員 1名以上
イ 計画担当介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という。）は、入居者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて、入居者が抱える問題を明らかにし、入居者が自律した日常生活を営むことができるように支援する

上で解決すべき課題を把握する。

- ロ 介護支援専門員は、入居者及び家族の希望、入居者についての把握された解決すべき課題に基づき、サービスの提供にあたる他の職員と協議のうえ、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上で留意する事項を記載したサービス計画の原案を作成する。作成したサービス計画の原案は、入居者に対して説明し、同意を得なければならない。
- ハ 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、サービス提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに入居者について解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

4 医師 1名 [嘱託]

5 看護師 1名以上

6 介護職員 10名以上

介護職員は、入居者の自律支援及び日常生活の充実に資するようにサービス計画に基づき、入居者の心身の状況等に応じた介護サービスを行う。

7 管理栄養士 1名以上

イ 管理栄養士は、入居者の栄養並びに身体の状況、嗜好を考慮したものを適切な時間に提供する。

ロ 管理栄養士は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

8 機能訓練指導員（理学療法士） 1名 [嘱託]

機能訓練指導員は、入居者の身体状況及び精神状況を配慮して、日常動作機能の維持と改善を目的として実施する。

(入居定員)

第5条 地域密着型特別養護老人ホーム寶樹苑いずみの入居定員は、29名とする。

イ ユニット数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。

①ユニット数	3ユニット
②ユニットごとの入居定員	2階西区ユニット 9名
	2階東区ユニット 10名
	3階西区ユニット 10名

(入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの内容)

第6条 入居者については、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて、介護計画に基づき適切に行う。サービス提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他、入居者の行動を制限しない。

- 1 食事 管理栄養士が立てた献立により、入居者の嗜好を取り入れ、入居者の心身に配慮した食事を提供する。食事は、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して所定の場所で摂って頂くように努める。

食事時間 : 朝食 7:30~ 昼食 12:00~ 夕食 18:00~

- 2 入浴 日中…週2回(入浴を実施できないときは、清拭にて対応)
- 3 排泄 排泄の自律を促すため、入居者の身体能力を活用した援助を行う。
- 4 機能訓練 入居者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回

復又はその減退を防止するための訓練を行う。

5 健康管理 医師（嘱託）の指示を受け、看護師が入居者の健康管理を行う。

6 その他自律への支援

イ 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮する。

ロ 生活の自律を考え、毎朝夕の着替えを行う。

ハ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容に努める。

○主な変更点 … 職員の職種・員数及び職務内容、サービス利用料金
（指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの利用料及びその他の費用）

第7条 指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定めによるものとする。

1 基準サービス利用料金〔1日当たり〕

下記の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス料金から「介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）」と、食費と、居住費の合計金額を徴収する。

〔1日当たりの料金（目安）〕

■サービス利用に係る自己負担額が1割の場合 (1単位=10.27円)

○要介護度別料金

要 介 護 度	要介護1 (682単位)	要介護2 (753単位)	要介護3 (828単位)	要介護4 (901単位)	要介護5 (971単位)
1. ご利用者の要介護度別の 単位数とサービス料金	7,004円	7,733円	8,503円	9,253円	9,972円
2. うち、介護保険から給付 される金額	6,303円	6,959円	7,652円	8,327円	8,974円
3. サービス利用に係る自己 負担額（1-2）	701円	774円	851円	926円	998円
4. 食費	1日 1,550円 (第1段階300円 第2段階390円 第3段階① 650円 第3段階②1360円)				
5. 居住費 (個室)	1日 2,350円 (第1段階・第2段階820円 第3段階①② 1310円)				
6. 自己負担額合計 (3+4+5)	4,601円	4,674円	4,751円	4,826円	4,898円

○加算 (1単位=10.27円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
初期加算	30単位	308円	277円	31円	入所後30日 を限度
外泊時費用加算	246単位	2,526円	2,273円	253円	1月に6日を 限度
精神科医師加算	5単位	51円	45円	6円	
夜勤職員配置加算	46単位	472円	424円	48円	
栄養マネジメント強化加算	11単位	112円	100円	12円	

看護体制加算（Ⅰ）イ	12 単位	123 円	110 円	13 円	
看護体制加算（Ⅱ）イ	23 単位	236 円	212 円	24 円	
日常生活継続支援加算	46 単位	472 円	424 円	48 円	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 単位	225 円	202 円	23 円	
療養食加算	6 単位	61 円	54 円	7 円	1日につき3食を限度。1食を1回とする。
経口移行加算	28 単位	287 円	258 円	29 円	
経口維持加算	400 単位	4,108 円	3,697 円	411 円	1月単位で加算
看取り加算	72 単位	739 円	665 円	74 円	死亡日以前 31～45 日
看取り加算	144 単位	1,478 円	1,330 円	148 円	死亡日以前 4～30 日
看取り加算	680 単位	6,983 円	6,284 円	699 円	死亡日前日 及び前々日
看取り加算	1,280 単位	13,145 円	11,830 円	1,315 円	死亡日
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40 単位	410 円	369 円	41 円	月 1 回算定
介護職員処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に 8.3%を乗じた単位数（2024年5月31日まで）				
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に 2.7%を乗じた単位数（2024年5月31日まで）				
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に 1.6%を乗じた単位数（2024年5月31日まで）				
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に 14%を乗じた単位数（2024年6月1日より）				

■サービス利用に係る自己負担額が 2 割の場合 (1 単位=10.27 円)

○要介護度別料金

要 介 護 度	要介護 1 (682 単位)	要介護 2 (753 単位)	要介護 3 (828 単位)	要介護 4 (901 単位)	要介護 5 (971 単位)
1. ご利用者の要介護度別の単位数とサービス料金	7,004 円	7,733 円	8,503 円	9,253 円	9,972 円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,603 円	6,186 円	6,802 円	7,402 円	7,977 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	1,401 円	1,547 円	1,701 円	1,851 円	1,995 円
4. 食費	1 日 1, 5 5 0 円				
5. 居住費（個室）	1 日 2, 3 5 0 円				
6. 自己負担額合計（3+4+5）	5,301 円	5,447 円	5,601 円	5,751 円	5,895 円

○加算 (1 単位=10.27 円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
初期加算	30 単位	308 円	246 円	62 円	入所後 30 日を限度
外泊時費用加算	246 単位	2,526 円	2,020 円	506 円	1 月に 6 日を限度
精神科医師加算	5 単位	51 円	40 円	11 円	
夜勤職員配置加算	46 単位	472 円	377 円	95 円	
栄養マネジメント強化加算	11 単位	112 円	89 円	23 円	
看護体制加算 (Ⅰ) イ	12 単位	123 円	98 円	25 円	
看護体制加算 (Ⅱ) イ	23 単位	236 円	188 円	48 円	
日常生活継続支援加算	46 単位	472 円	377 円	95 円	
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22 単位	225 円	180 円	45 円	
療養食加算	6 単位	61 円	48 円	13 円	1 日につき 3 食を限度。1 食を 1 回とする。
経口移行加算	28 単位	287 円	229 円	58 円	
経口維持加算	400 単位	4,108 円	3,286 円	822 円	1 月単位で加算
看取り加算	72 単位	739 円	591 円	148 円	死亡日以前 31~45 日
看取り加算	144 単位	1,478 円	1,182 円	296 円	死亡日以前 4~30 日
看取り加算	680 単位	6,983 円	5,586 円	1,397 円	死亡日前日及び前々日
看取り加算	1,280 単位	13,145 円	10,516 円	2,629 円	死亡日
科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)	40 単位	410 円	328 円	82 円	月 1 回算定
介護職員処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 8.3% を乗じた単位数 (2024 年 5 月 31 日まで)				
介護職員等特定処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 2.7% を乗じた単位数 (2024 年 5 月 31 日まで)				
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 1.6% を乗じた単位数 (2024 年 5 月 31 日まで)				
介護職員等処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の 1 月あたりの合計単位数に 14% を乗じた単位数 (2024 年 6 月 1 日より)				

■サービス利用に係る自己負担額が3割の場合 (1単位=10.27円)

○要介護度別料金

要介護度	要介護1 (682単位)	要介護2 (753単位)	要介護3 (828単位)	要介護4 (901単位)	要介護5 (971単位)
1. ご利用者の要介護度別の 単位数とサービス料金	7,004円	7,733円	8,503円	9,253円	9,972円
2. うち、介護保険から給付 される金額	4,902円	5,413円	5,952円	6,477円	6,980円
3. サービス利用に係る自己 負担額(1-2)	2,102円	2,320円	2,551円	2,776円	2,992円
4. 食費	1日 1,550円				
5. 居住費 (個室)	1日 2,350円				
6. 自己負担額合計(3+4+5)	6,002円	6,220円	6,451円	6,676円	6,892円

○加算 (1単位=10.27円)

加算項目	単位数	利用料金	介護保険給付額	自己負担額	備考
初期加算	30単位	308円	215円	93円	入所後30日 を限度
外泊時費用加算	246単位	2,526円	1,768円	758円	1月に6日を 限度
精神科医師加算	5単位	51円	35円	16円	
夜勤職員配置加算	46単位	472円	330円	142円	
栄養マネジメント強化加算	11単位	112円	78円	34円	
看護体制加算(Ⅰ)イ	12単位	123円	86円	37円	
看護体制加算(Ⅱ)イ	23単位	236円	165円	71円	
日常生活継続支援加算	46単位	472円	330円	142円	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	225円	157円	68円	
療養食加算	6単位	61円	42円	19円	1日につき3食 を限度。1食を 1回とする。
経口移行加算	28単位	287円	200円	87円	
経口維持加算	400単位	4,108円	2,875円	1,233円	1月単位で加算
看取り加算	72単位	739円	517円	222円	死亡日以前 31~45日
看取り加算	144単位	1,478円	1,034円	444円	死亡日以前 4~30日
看取り加算	680単位	6,983円	4,888円	2,095円	死亡日前日 及び前々日
看取り加算	1,280単位	13,145円	9,201円	3,944円	死亡日
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位	410円	287円	123円	月1回算定

介護職員処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に 8.3%を乗じた単位数(2024年5月31日まで)
介護職員等特定処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に 2.7%を乗じた単位数(2024年5月31日まで)
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に 1.6%を乗じた単位数(2024年5月31日まで)
介護職員等処遇改善加算 I	基本サービス費及び各種加算の1月あたりの合計単位数に 14%を乗じた単位数(2024年6月1日より)

※ 経管栄養も食費を含む。

※ 居住費

2階西区及び、3階西区の角部屋(合計4部屋)に関しては、上記の金額より、1日当たり、200円の加算となる。

※ 加算については、当該事業所が厚生労働省の定める加算要件を満たした場合に加算される。又、職員体制の変動等により変更する事がある。

※ 自己負担額について、上記の金額は、厚生労働省が定める介護報酬単価に、当該事業所における地域区分の単価(1単位=10.27円)を乗じた金額を基に算出した1日あたりの金額。実際の請求では、1月あたりの総介護報酬単価に地域区分の単価を乗じるため、具体的な金額には多少の差異が生じる事がある。

※ 「特定入居者介護サービス費」制度一月額概算

(介護保険負担限度額認定証を交付されている方は、下記の表のとおり負担が軽減される。)

段階区分別負担額

区 分	居住費	食費
利用者負担 第1段階	820円	300円
利用者負担 第2段階	820円	390円
利用者負担 第3段階①	1,310円	650円
利用者負担 第3段階②	1,310円	1,360円
利用者負担 第4段階	2,350円	1,550円

○なお、入居期間中に入院、又は外泊した場合の取り扱いについては、帰苑まで居室を確保しておくことを前提に、下記の居住費を徴収する。

1ヶ月において連続した入院、又は外泊期間	6日目まで	7日目以降
利用者負担 第1段階	820円	2,350円
利用者負担 第2段階	820円	2,350円
利用者負担 第3段階	1,310円	2,350円
利用者負担 第4段階	2,350円	2,350円

※ 2階西区及び、3階西区の角部屋(合計4部屋)に関しては、上記の金額より、1日当たり、200円の加算となる。

- 2 施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要になるものにかかる費用で、その入居者に負担してもらうことが適当と認められるもの。
- 3 その他事業の提供にあたって通常必要となる日常生活上の便宜の提供にかかる費用であって、その利用者に負担してもらうことが適当と認められる費用については、別記「介護保険給付外サービス利用料金表」のとおりとする。
- 4 その他費用のかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又はその家族に説明し、同意を得ることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 入居者がサービス提供を受ける場合には、次の事項を守らなければならない。

- 1 居室及び共用施設、設備、器具等は本来の用途に従って大切に使用する。
- 2 身体及び身の回りの清潔、健康保持に務める。
- 3 火災予防に努める。
- 4 外出は、苑長の承認を受ける。
- 5 他の入居者、職員に対する迷惑行為を行ってはならない。
- 6 入居者は、施設内において、政治・宗教活動は行わない。

(緊急時における対応)

第9条 入居者が身体に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに看護師に連絡し、看護師から嘱託医に連絡するとともに、家族に連絡する。また、苑長に報告し、適切な対応を図る。

当施設内において、入居者に損害が生じた場合は、速やかに入居者家族に対し連絡を行い、仙台市に報告する。また、原因を究明して、再発防止の対策を講じる。事故の原因が施設にある場合、事業者は速やかにその損害を賠償する。ただし、その損害の発生について、入居者に故意、又は過失が認められる場合には、身元引受人と協議する。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

担当者 副苑長 渡邊 伸

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを仙台市に通報するものとする。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第11条 事業所は、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

第12条 苑長は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えて定期的に、避難、救出その他必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第13条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(就業環境の確保)

第14条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(契約の終了)

第15条 以下の場合、契約は自動終了となる。

- 1 他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護施設等に入居した場合
- 2 介護認定区分が、非該当（自立ないし要支援）となった場合
- 3 入居者が死亡または、被保険者資格を喪失した場合
- 4 入居者がサービス利用料金の支払いを、6ヶ月以上遅延し、料金支払いの催告にもかかわらず、支払わない場合
- 5 入居者が当施設や当施設の職員に対し、契約を継続しがたい背信行為を行った場合には、契約終了14日前までに文書で通知する。
- 6 入居者が病院又は診療所に長期入院が見込まれ、3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。または、入院後3ヶ月経過した場合、契約を終了することがある。
- 7 入居者が当施設のサービス内容、料金の変更に同意できない場合。
- 8 入居者が、故意又は重大な過失により、事業者もしくは、他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなど、重大な問題を生じさせた場合
- 9 その他
円滑な退所のため、入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案して
イ 適切な病院若しくは診療所、介護老人保健施設等を紹介
ロ 居宅介護支援事業者の紹介

ハ その他保健医療サービス、又は福祉サービスの提供者を紹介する。

上記に伴う費用の発生について、

- イ 検査入院などで、6日以内の入院の場合及び外泊の場合
所定の居室料を徴収する。(1日当たり、介護保険負担割合が1割の場合は
253円、2割の場合は506円の負担とする)
- ロ 入居者が契約終了後も、居室を明け渡さない場合は、本来の契約終了日から、
現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金を徴する。

〈1日当たり〉

介護度別の介護費用全額	+	1,000円 (要介護度1)
食費・日用品費		1,250円 (要介護度2)
		1,750円 (要介護度3)
		2,000円 (要介護度4)
		2,250円 (要介護度5)
		2,500円 (自立又は要支援と判定された場合)

(その他施設運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た入居者及び家族等に関する情報を第三者に洩しません。

3 職員であったものに、業務上知り得た入居者及び家族等の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(苦情の受付)

第17条 苦情の受付について

1 当施設における苦情の受け付け

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付ける。

○苦情受付窓口 : 渡邊 伸 (副苑長兼相談員兼介護支援専門員)

佐々木 郁子 (相談員兼介護支援専門員)

齋藤 千里 (相談員兼介護支援専門員)

TEL 022-208-8400

○受付時間 : 毎週月曜日から金曜日の9:00から17:00

(ただし、12月29日から1月3日と、祝日は除きます。)

○苦情解決責任者 : 只木 和彦 (苑長)

寄せられたご意見や苦情に対し、施設長が責任者となって関係機関と相談しながら、申し出人と誠意を持って話し合い、合意が得られるよう努める。

なお、法人として、苦情解決第三者委員会を設置し、2ヶ月に1度、委員会を開催している。

・3名の方を委員として委嘱している。

上谷刈狼河原町内会会長 萱場 宏明

地区民生委員児童委員 萱場 久悦

社会福祉法人無量壽会評議員 萱場 久美

いただいた苦情については、問題点を把握し、対応策を検討して必要な改善を行う。また、苦情ボックス（ご意見箱）を1階玄関ロビーに設置している。

なお、当施設における苦情は、別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」のとおり。

2 行政機関その他苦情受付機関

泉区介護保険課	所在地	仙台市泉区泉中央2丁目1-1
	電話番号	022-372-3111
青葉区介護保険課	所在地	仙台市青葉区上杉1丁目5-1
	電話番号	022-225-7211
宮城野区介護保険課	所在地	仙台市宮城野区五輪2丁目12-35
	電話番号	022-291-2111
若林区介護保険課	所在地	仙台市若林区保春院前丁3-1
	電話番号	022-282-1111
太白区介護保険課	所在地	仙台市太白区長町南3丁目1-15
	電話番号	022-247-1111
宮城県国民健康保険 団体連合会	所在地	仙台市青葉区上杉1丁目2-3
	電話番号	022-222-7700
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	仙台市青葉区本町3丁目7-4
	電話番号	022-716-9674
仙台市介護事業支援課 施設指導係	所在地	仙台市青葉区国分町3-7-1
	電話番号	022-214-8318

※12月29日から1月3日と、土・日・祝日は除く。

（協議）

第18条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人無量壽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成24年 8月 1日から施行する。
2. この規程は、平成24年 11月 1日から施行する。
3. この規程は、平成25年 1月 1日から施行する。
4. この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
5. この規程は、平成25年 9月 1日から施行する。
6. この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
7. この規程は、平成26年 7月 1日から施行する。

8. この規程は、平成26年 10月10日から施行する。
9. この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
10. この規程は、平成27年 7月17日から施行する。
11. この規程は、平成27年 9月 1日から施行する。
12. この規程は、平成27年 10月 1日から施行する。
13. この規程は、平成27年 11月 1日から施行する。
14. この規程は、平成27年 12月 1日から施行する。
15. この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
16. この規程は、平成28年 7月 1日から施行する。
17. この規程は、平成28年 9月 1日から施行する。
18. この規程は、平成29年 1月 1日から施行する。
19. この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
20. この規程は、平成29年 10月 1日から施行する。
21. この規程は、平成30年 3月 1日から施行する。
22. この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
23. この規程は、平成30年 12月 1日から施行する。
24. この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。
25. この規程は、令和元年 5月 1日から施行する。
26. この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。
27. この規程は、令和2年 1月 1日から施行する。
28. この規程は、令和2年 10月 1日から施行する。
29. この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。
30. この規程は、令和3年 8月 1日から施行する。
31. この規程は、令和3年 10月 1日から施行する。
32. この規程は、令和4年 10月 1日から施行する。
33. この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。
34. この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

【別紙】

下記の保険負担外サービスについて、ご利用された場合の利用料金は次の通りです。

品 目	単 位	単 価
理髪サービス（調髪・顔剃り）	1回	2,420円
〃（調髪のみ）		1,870円
〃（調髪・カラー）		5,170円
〃（調髪・パーマ）		5,170円
ボックスティッシュ	1箱	100円
歯ブラシ（介助用）	1本	360円
歯磨き粉（150g）	1本	170円
口腔ケア用スポンジ	1本	35円
口腔ケア用ウェットティッシュ	1個	850円
口腔ケア用ジェル	1個	1,060円
義歯洗浄剤	1箱	650円
	1個	10円
義歯ブラシ	1本	150円
イチジク浣腸	1個	100円
乾電池（単1形）	1本	150円
〃（単2形）		110円
〃（単3形）		40円
〃（単4形）		40円
コピーサービス（白黒）	1枚	10円
		（カラー）
写真焼き増しサービス	1枚	20円
ご家族様お食事代（朝食）	1食	450円
〃（昼食）		650円
〃（夕食）		550円
個人に資する特別な衛生材料費		実費